

2021年度入学生用

教育福祉学類 履修要項

履修の手引き・履修課程表など



大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類

地域保健学域の教育理念・目的

学域においては、生命の尊さと人の尊厳を重んじ、豊かな人間性、高い倫理観と深い教養を備え、人と社会に対する包括的視野と、人を支援する専門的かつ協働的な実践力を身に付け、地域社会および国際社会において人々の健康と福祉の向上に寄与する人材を育成する。

地域保健学域の教育目標

1. 高い倫理観、多様性を認め合える寛大な心、人権意識、深い洞察力、鋭い感性を備えてヒューマンサービスを実践できる。
2. 看護、リハビリテーション、栄養、福祉、教育の専門職に必要な高度な知識・技術・科学的判断力・課題探求志向を養う。
3. 対人援助の基盤となる人の理解、コミュニケーション能力を身に付ける。
4. 地域社会の発展はもとより、英語等の語学力の習得により国際的にも貢献できる。
5. 柔軟な思考力と実践力を養い、生涯にわたって自らの専門領域を発展させる能力を身に付ける。

地域保健学域の学類および授与される学位

地域保健学域は3つの学類で構成され、各学類の教育課程を修めて授与される学位は次のとおりです。

学域の名称	学類の名称	授与する学位 (英文名称)
地域保健学域	看護学類	学士（看護学） (Bachelor of Nursing Science)
	総合リハビリテーション学類	学士（保健学） (Bachelor of Health Science)
	教育福祉学類	学士（教育福祉学） (Bachelor of Social Welfare and Education)

（大阪府立大学学則第48条第3項）

目 次

I 教育福祉学類の教育目的と教育目標	1
II 大学での学修について	2
1 大学での学修の基本	2
2 授業科目の区分と履修計画	2
3 授業科目の形態と単位算定基準	3
4 受講申請	4
5 授業科目の履修	6
6 ポートフォリオ（学修記録）への記入について	7
7 副専攻について	7
8 定期試験等と成績評価	8
9 早期卒業について	9
10 9月卒業について	10
11 転学域と転学類	10
III 地域保健学域履修基準	11
1 卒業所要単位	11
2 教育福祉学類の履修基準	15
3 共通教育科目・自由選択枠履修課程表	16
4 教育福祉学類標準履修課程表	17
IV 取得できる資格	20
1 社会福祉士の国家試験受験資格	21
2 保育士資格	22
3 教育職員免許状	26
4 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程	30
5 社会教育士・社会教育主事資格	31
6 社会福祉主事等の任用資格	32
V 交通機関の運行停止等に伴う授業の取扱いについて	34

大阪府立大学の各種規程（地域保健学域規程・履修規程等）は、公立大学法人大阪ホームページ（<https://www.upc-osaka.ac.jp/>）トップページから、以下の手順で確認することができます。（2021年3月現在）

手順：トップページ、定款・規程、公立大学法人大阪規程集、体系目次、第6章大阪府立大学

I 教育福祉学類の教育目的と教育目標

教育福祉学類では、教育目的と教育目標を次のように定めています。

《 教育目的 》

生命の尊さと人の尊厳を重んじ、豊かな人間性と深い教養を備え、人と社会に対する包括的視点と福祉・保育・教育分野における高い専門性に根ざした実践力をもって人々と協働し、地域社会ならびに国際社会においてヒューマンサービスの向上に貢献する人材を育成する。

《 教育目標 》

上記の教育目的を達成するために以下の教育目標を掲げる。

1. 人文・社会・自然科学に関する教養を広く身に付けることにより、ヒューマンサービスを実践するための素地として、人間と社会の多様性を理解する。
2. 現代社会が抱える諸問題とヒューマンサービスのための基本的視点を学ぶことにより、高い倫理的意識と社会的責任意識をもつ。
3. 社会科学を基盤とし、社会福祉・保育・教育分野の専門的知識・技術を体系的に修得することにより、人と社会を包括的視点から捉えることのできる専門的知識・技術と科学的判断力を身に付ける。
4. 高い水準の情報リテラシー能力とコミュニケーションスキル、論理的思考力を身に付けることにより、福祉・教育・保健機関や地域において、ヒューマンサービスを提供する人々や当事者とともに問題解決にあたることのできる連携と協働の能力を身に付ける。
5. 英語その他の外国語を修得することにより、地域社会はもとより国際社会に貢献できる力を身に付ける。
6. 総合的かつ柔軟な思考力と実践力を養うことにより、生涯にわたって学習し、課題を発見・解決し、自らの専門領域を発展させる能力を身に付ける。

II 大学での学修について

1 大学での学修の基本

大学での学修は、学生自らの関心や進路希望に基づいて授業科目を履修し、卒業や資格等に必要な単位を修得していくことです。教育福祉学類（以下、本学類という）における学修の基本的事項は、大阪府立大学学則（以下、学則という）、大阪府立大学履修規程（以下、履修規程という）および大阪府立大学地域保健学域規程（以下、学域規程という）に定められています。本履修要項では、これらに加えて、本学類における授業科目の履修に必要な事項を定めます（履修規程第3条および学域規程第9条第1項）。

大阪府立大学（以下、本学という）における学期は、前期（4月1日から9月25日まで）と後期（9月26日から翌年3月31日まで）の2期制になっています（学則第15条）。学生は、自ら立てた履修計画に従って、毎学年、各学期の最初に受講申請をして授業科目を履修し、卒業や資格に必要な単位を修得することになります。なお、詳しい授業期間及び試験期間等は、各年度初めに定められる「学年暦」によります。学年暦は、毎年度、学生センター及び大学ホームページなどで確認してください。

卒業するためには、4年以上在学し、後に示す履修基準に従って、所定の単位を修得する必要があります。もちろん、ただ単位数を揃えていくだけでは適切な学修とは言えません。授業の内外でさまざまなことに問題意識を持ち、自分で調べたり考えたりすることを通して、より広い視野から、あるいはより緻密に諸問題を検討していくことこそ、大学での学修で重視されているところです。先にあげた本学類の教育目的・目標も、学生自身の主体的な学修への姿勢を最大限に尊重しようとするものであることに留意してください。

2 授業科目の区分と履修計画

授業科目は、共通教育科目、専門基礎科目、専門科目及び資格科目に区分されています（学則第29条）。

共通教育科目は、高等教育推進機構が提供する科目で、さらに導入科目、教養科目（人文社会科系科目、自然科学・複合領域系科目、教養展開科目）と基盤科目（健康・スポーツ科学科目、外国語科目（初修外國語）、外国語科目（英語）、情報基礎科目）に区分されています。

専門科目は、各学域・学類が提供する科目であり、具体的には所属する学類が提供する学類専門科目です。

卒業するためには、後に示す各学域履修基準に従って、それぞれの科目区分の単位数を満たすように履修しなければなりません。本学では、学生がより広い視野から学修するため、他学域および他学類の専門科目を自由選択枠の単位として数えることができます。（履修規程第5条および学域規程第10条2項）。

共通教育科目や専門科目とは別に、教育職員免許状を取得するための資格科目という科目区分があります。教育職員免許状を取得しようとする場合は、卒業するための最低必要単位数である卒業所要単位（129単位）に加えて、教育職員免許状に必要な資格科目の単位を修得しなければなりません。なお、本学域の学類専門科目の単位を修得することによって取得できる資格もあります。そのような科目は、あくまで学類専門科目であり、上記の資格科目の区分には含まれませんので注意してください。

また、授業科目には、必修科目と選択科目および自由科目の区分があります。必修科目は、卒業するために必ず履修して単位を修得しなければなりません。本学類では、学生の希望に応じた履修をできる限り可能にするため、必修科目の設定は最低限にとどめています。

学年が進むにつれて専門科目が増え、また学外実習や卒業研究あるいは就職活動などで忙しくなっていきます。したがって、履修計画は単に学年、学期ごとに立てるのではなく、入学時などなるべく早い時期に、在学中に学びたいことや卒業後の希望進路に応じて在学期間全体の大まかな計画を立てておくことが望されます。

3 授業科目の形態と単位算定基準

授業科目には、講義、演習、実習などの授業形態があります。個々の授業科目は、時間割によって特定の曜日と時間に割り当てられます。これをコマといい、1コマは2時間とみなします。また、授業は、各学期に原則として15週にわたって開講され、学生自身による授業準備（予習）やまとめ（復習）などの時間を考慮して全体で45時間の学修が1単位となります（大阪府立大学履修規程第9条）。本学域に関する授業科目の単位算定基準は、科目区分および授業形態に応じて、次の表のようになります。

科 目	授業形態	授業時間数	単位
共通教育科目 (高等教育推進機構) 基盤科目	導入科目 (初年次ゼミナール)	演習	毎週2時間 15週 2
	教養科目	講義／演習	毎週2時間 15週 2
	外国語科目 健康・スポーツ科学科目	演習	毎週2時間 15週 2
		講義	毎週2時間 15週 2
		演習	毎週2時間 15週 2
	情報基礎科目	講義	毎週2時間 15週 2
専門基礎科目	講 義	毎週2時間 15週	2
専 門 科 目	講義／演習	毎週2時間 15週	2
	実習	毎週3時間 15週 (45時間)	1

4 受講申請

(1) 受講申請の手続き

授業科目の履修は、各学期最初の所定の期間に学生ポータルから受講申請を行うことから始まります。受講申請の手続きには、次の事項に留意してください。

- ① 受講申請期日等の詳細は、教育推進課から前期・後期の初めに示されます。また、申請方法等については、教育推進課発行の『受講申請の手引』に従って受講申請してください。
- ② 受講申請期間中は申請内容を変更することができますが、受講申請期間終了後の申請および申請科目の変更是認められません。なお、GPA対象科目（その単位が卒業所要単位に算定される授業科目）については、受講申請後に特別な事情が生じた場合に限り、2科目（抽選科目を含む）まで履修を中止することができます。履修中止を申請する場合は、所定の期間に「GPA対象科目履修中止申請書」を学生アドバイザーの承認を得て、教育推進課まで提出する必要があります。
- ③ 受講申請終了後、「受講申請確認書」を学生ポータルから出力して、申請内容を確認してください。
- ④ 授業科目概要に履修制限事項（教室許容人数超過もしくは先行履修科目の設定）が記載されている授業科目を受講申請し、この履修制限に該当した場合、受講申請終了後、当該科目の受講の承認が担当教員によって取り消されることがあります。この場合、受講を承認されなかった学生は、教育推進課の示す期間中に他の科目を改めて受講申請することができます。
- ⑤ なお、次のような場合は受講申請ができません。
 - ・ 受講申請が承認されなかった科目
 - ・ 同じ授業時間（コマ）での2科目以上の重複受講申請
 - ・ すでに単位を修得した科目
 - ・ 同一年度内で、前期に受講申請した科目の後期における受講申請（不合格となった科目を履修するには、翌年度以降に受講申請しなければなりません）
 - ・ 教育福祉学類にある専門科目と同一名称の、他学類で開講されている専門科目
- ⑥ 1年間に履修科目として受講申請できる単位数は50単位までとする上限が設定されています（CAP制）。

なお、受講申請できる単位数は年次によって異なるので、詳細は次表を参照してください。

年次	受講申請できる単位数の上限		
	前期	後期	年間合計
1年次	24単位まで	26単位まで	50単位まで
2年次～3年次	28単位まで	28単位まで	50単位まで
4年次	26単位まで	26単位まで	50単位まで

※前学期でのGPAが3.00以上の学生は、当該学期の受講申請において、CAP制の例外として6単位多く受講申請が認められ、その場合は上表の上限単位数を超えて受講申請することができます。

ただし、受講申請できる単位数には17ページの「教育福祉学類標準履修課程表」にある「教育福祉インターンシップ」の1科目や実習科目（スクールソーシャルワークを除く）は含まれません。また、一部の集中講義科目や自由科目（卒業所要単位に算入されない科目）も含まれません。

(3) 「GPAとCAP制について」で示すように、ある学期に所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、その次の学期の受講申請の際に、上限を超えて履修科目の登録が認められます。

(7) 既修得単位等の認定

入学する前に大学、短期大学（外国の大学等を含む）または大学以外の教育施設において履修した科目について修得した単位については、学域の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、合計60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定されることがあります。該当者は、指定する日までに教育推進課教務グループ(A3棟)へ申し出てください。

また、TOEICスコア800点以上（公開テスト、IPテスト）又はTOEFLiBTスコア80点以上の者は、1年次英語科目について最大4科目8単位まで認定できる制度があります。単位認定を希望する者は、指定する日までに教育推進課教務グループ(B3棟)へスコア原本（過去2年以内に受験したものに限る。）を提出してください。

なお、認定された科目は履修することができないので注意してください。

(2) 教養科目的抽選

高等教育推進機構が提供する科目には、1クラスの人数に上限があるため、特定の科目に受講の希望が集中した場合には受講生数調整のための抽選を行います。このような科目は、事前手続きが必要です。申請方法等については、教育推進課発行の『受講申請の手引』に従って受講申請してください。

(3) G P AとC A P制について

授業科目的単位には、毎回の授業への出席だけでなく、予習や復習などの自己学習が含まれます。そのことを前提として、受講申請をして授業科目を履修し、成績評価においてその科目の合格基準を上回る成績を修めることができれば単位を修得することができます。

卒業や資格に必要な単位の計算では修得した単位数が基準になりますが、成績そのものは下表に基づき、A+からDまでの5段階の評語により評価されます。A+からDは、それぞれ4から0までのG P (Grade Point)に対応し、A+からCまでが合格で、単位が修得できます。Dは不合格となります。成績の発表は、A+、A、B、C、Dの評語によりを行い、各評語に対応するG Pを付与します。

評語	A+	A	B	C	D
基準	授業目標を大きく上回って達成できている	授業目標を上回って達成できている	授業目標を達成できている	最低限の授業目標を達成できている	授業目標を達成していない
G P	4	3	2	1	0
100点方式による素点	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	60点未満

学生が本学での学修全体を通してどれだけの成績を修めたかは、単に履修した科目数や修得した単位数ではなく、次の式で計算されるG P A (Grade Point Average)で評価されることになります。

$$G P A = \frac{(G P 値 \times 単位数) の総合計}{受講申請総単位数}$$

上記の受講申請総単位数は、卒業に必要な単位に算入できる科目のうち受講申請した全ての科目です。途中で受講を放棄したり結果的に不合格となった科目も含みます。履修計画をしっかりと立て、受講申請した科目は確実に履修して高いG P 値を得ることがG P Aを上げることになります。

なお、他大学で取った科目を本学の単位として認定した既修得単位は、卒業に必要な単位であっても、G P Aの対象とはなりません。

また、G P Aは学期ごとに算出され、1年前期においては修得の上限を24単位としています。これは、1年前期に大学での学習態度を身につけることが、その後の大学での学習にとって非常に重要な影響を及

ぼすと考えるからです。なお、1年次後期以降は前学期でのGPAが3.00以上の学生は、当該学期の受講申請において、CAP制の例外として6単位多く受講申請が認められるという特別措置があります。またその場合は、年間合計50単位の枠を超えて受講申請することができます。

5 授業科目の履修

受講申請をして受講が認められた授業科目は、履修することができます。授業科目の履修にあたっては、特に次の点に注意してください。

(1) 専門科目

本学域における各学類の専門科目は、それぞれカリキュラムの系統性および科目内容の関連性などに基づいて年次別に配当されており、配当年次以降でなければ履修することはできません。

学類専門科目の履修に関して、本要項に前提条件が示されている場合、並びに授業科目のシラバスに先行履修科目が示されている場合、その条件を満たし、もしくは先行履修科目を履修していなければ、当該授業科目を履修することはできません。

(2) 他学類専門科目

本学域における他学類の専門科目を履修する場合、講義科目については、受講申請が認められれば自由に履修できます。ただし、演習、実習、実験科目については、前提的な専門知識が必要であり、少人数教育の確保や事前手続き等の観点から、他学類学生は自由に履修することはできません。演習科目等の履修を希望する場合は、必ず担当教員の了解を得なければなりません。なお、他学類専門科目を履修して修得した単位は、卒業所要単位として認められます。また、転学類をした場合、元学類で修得した学類専門科目の単位は、転学類先の卒業所要単位として認められます。

(3) 他学域開講科目

他学域および高等教育推進機構が開設する科目のうち自由選択枠として開講している科目は、受講申請が認められれば自由に履修できます。ただし、履修に関する条件が付されていることがあるので、当該学域等の学類規程、履修要項および各授業科目のシラバスをよく参照してください。

(4) 外国語科目

外国語科目の履修については、次の点に注意してください。

- ① 英語は1、2年次合わせて12単位しか開講されません。
- ② 英語以外の外国語（これを「初修外国語」という）は、入学年次には1言語しか選択できません。
またこれは、必ず「基礎」科目と「会話」科目をセットで履修する必要があります。

(5) 情報基礎科目

情報基礎科目については、「情報基礎（情報社会と情報倫理を含む。）」を必ず履修してください。

(6) 教育職員免許科目

教育職員免許科目については、教育推進課発行の『教職課程の手引』をよく参照してください。教育職員免許科目の中には本学域の専門科目となっているものもあります。本学域の学生がこれらの科目を履修した場合、教育職員免許科目としての履修とともに専門科目の履修としてもみなされ、卒業所要単位としてカウントされます。したがって、CAP制およびGPAの対象になります。

(7) 授業の欠席届

授業を欠席する場合、欠席届を授業担当教員に提出する必要があります。欠席届は、あくまでも欠席の時期と理由を届け出るものであり、欠席理由によらず、その取扱は授業担当教員の判断によります。

なお、教育実習、介護等の体験、インターンシップ等の正規の学外授業については、配慮される場合があります。欠席期間中に課題等があった場合の代替措置などは、直接、授業担当教員に確認をする必要があります。なお、欠席届の用紙は本学ホームページの〔学生生活〕→〔履修・授業関係〕→〔授業・試験について〕からダウンロードしてください。

6 ポートフォリオ（学修記録）への記入について

大阪府立大学では、

- ・目標を意識しながら、学ぶこと
- ・自分自身の学びを見つめる目を養うこと
- ・学びについて得た気付きを、自己改善につなげること

を主な目的として、学生の皆さんにポートフォリオ（学修記録）への記入を行ってもらいます。

記入してもらうポートフォリオは、大きく分けて2種類あります。

(1) 半期ポートフォリオ（入力時期：各学期の初め）

- ・前学期全体の学修のふり返り、自己評価
- ・今学期全体の学修目標

(2) 授業ポートフォリオ（入力時期：各学期の受講終了時）

- ・各受講科目についての学修自己評価等

記入は、平成24年度4月開設の、「学習・教育支援サイト」にて行います。

（学生ポータル <https://portal.osakafu-u.ac.jp/> よりアクセス）

このサイトでは、学修目標や学修自己評価・成績データなどを学期単位で蓄積し、皆さんの学びのふり返りをサポートします。また、日常の授業における学習、教員とのコミュニケーション等を支援する機能も備えています。

皆さんのが記入した内容は、学生アドバイザーによる履修指導や、授業担当教員による教育成果の確認、大学の教育改善等にも活用されることがありますので、必ず記入してください。

7 副専攻について

教育福祉学類の履修課程とは別に、物事を幅広い見地から見つめ、考察することができる人材を養成するために特定課題に関する科目で構成する副専攻の教育課程が次のとおり開講されており、修了した者には修了証書が授与されます。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ・DDCフランス語コミュニケーション学 | ・地域再生（OR） |
| ・環境学 | ・創薬科学 |
| ・情報システム学 | |
| ・認知科学 | |

副専攻の履修を希望するものは、教育推進課が発行する『副専攻ガイド』を参照すること。ただし、副専攻科目の単位については、教育福祉学類の卒業所要単位に含まれないことがあるので注意してください。

8 定期試験等と成績評価

(1) 定期試験

履修した授業科目の成績は、授業への出席状況や授業中に提出するレポート、定期試験および定期試験に代わるレポートなどによって担当教員が評価します。評価方法については、各科目のシラバスを参照してください。定期試験等の実施方法は、各学期の所定の時期に掲示等により周知されます。また、定期試験等についての注意事項は、次の「定期試験等の受験心得」を参照してください。

定期試験等の受験心得

- ① 学期当初に履修登録した科目のみ、定期試験を受験することができます。
- ② 受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に教育推進課教務グループ(A3 棟)で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- ③ 試験を開始して 30 分経過後の遅刻者の受験は許可されません。(試験時間が 60 分の場合は、試験開始後 20 分まで。) また、30 分を経過しなければ退出は許されません。
- ④ 座席表などにより、座席が指定されている場合は、その位置に着席してください。監督者の許可なく指定された席以外で受験した場合は失格となります。
- ⑤ 机上には、持ち込みを許可された参考物(教科書、ノートなど)がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- ⑥ 携帯電話などの電子機器は特に許可された場合を除き、電源を切りかばんの中に入れておいてください。また、音を発する物(たとえば時計のアラーム)などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- ⑦ 受験中、学生相互間の物品(筆記具を含む)の貸借はいっさい認められません。また、私語は慎んでください。
- ⑧ 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、学類・課程名、氏名などを必ず記入してください。
- ⑨ 答案用紙は監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙もすべて提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- ⑩ いかなる試験においても、自己または他人のために不正行為をしてはいけません。
- ⑪ 監督者が不正行為と認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあります。受験者はこれに従わなければいけません。
- ⑫ 不正行為を行った学生は、下記の単位無効処分を受けます。
 - ◎共通教育科目の試験の場合には、当該学期の共通教育科目における履修中科目の単位(通年科目を含む)を全て無効とします。
 - ◎共通教育科目を除く科目区分の試験の場合には、当該学期の共通教育科目を除く科目区分における履修中科目の単位(通年科目を含む)を全て無効とします。ただし、実験・実習・演習科目についてはこの限りではありません。なお、上記の単位無効処分において通年科目で不正行為を行った場合には、不正行為を行った試験実施日の属する学期の履修中科目を処分対象とします。
- ⑬ 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分(訓告、停学、退学)の対象になることもあります。

(2) 追試験

定期試験期間中の試験を、病気その他やむを得ない理由によって受験できなかった学生に対して、追試験を行うことがあります。なお、追試験の受験を希望する学生は、試験翌日から7日以内に所定の手続きをすることが必要です。

(3) 成績評価の確認と異議申し立て

成績評価の結果を前期・後期のそれぞれ指定された時期に学生ポータルで確認してください。
確認した成績評価の結果について、次の場合に限り異議申し立てをすることができます。異議申し立てを行う場合は、学生ポータルに掲示する所定の期間内に授業担当教員または教育推進課教務グループ(A3棟)に申し出てください。

①成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われる場合

②シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義がある場合

(4) 履修簿

学生が自分の成績、単位修得数など履修状況を確認できることを目的に、履修簿が設けられています。履修簿は、学生ポータルで隨時確認することができます。受講申請の参考にするとともに、資格取得、卒業等に必要な単位修得状況の確認等のため活用することができます。

(5) 成績証明書

成績証明書はその時点での累積GPAを記載します。

$$\text{累積GPA} = \frac{\text{各学期で得た科目的GPA値} \times \text{その単位数の合計}}{\text{各学期で履修登録した単位数の合計}}$$

9 早期卒業について

教育福祉学類に3年以上在学し、優秀な成績で本学類が定める卒業要件を満たしたと認められる学生について、地域保健学域教授会の議を経て、早期卒業が認められる場合があります。早期卒業を希望する学生は、下記の申請条件等を参考に学生アドバイザー及び学類主任に相談し、2年次の3月15日までに申請をしてください。

【早期卒業申請の条件】

2年次修了時までに本学類の卒業要件にかかる単位を80単位以上取得し、かつ、学類専門科目のGPAが3.5以上であること。ただし、再入学した学生ならびに転学域・転学類を行う予定の学生は除く。

【早期卒業申請までの流れ】(参考)

2 年 生	~2月28日頃	学生アドバイザーと学類主任に相談し、要件を確認して、「早期卒業候補希望届」の様式を教育推進課教務グループ地域保健学域教育福祉学類担当で、受け取る。
	3月1日頃	後期成績発表日（年度により日程は異なる）
	3月15日まで	「早期卒業候補希望届」に署名・押印を受けたうえで、教育推進課教務グループ地域保健学域教育福祉学類担当に提出
3 年 生	4月中旬まで	申請結果を通知認められた場合：受講申請（4年生必修科目等含む）

10 9月卒業について

本学に4年以上在学し、前期終了時に前表の卒業要件単位数を満たした者には、教授会の議を経て9月に卒業することができる。

11 転学域と転学類

(1) 転学域

本学の他の学域に移籍すること（転学域）については、地域保健学域および転入先の学域の教授会の議を経て認められることがあります。ただし、転入先の学域の学類又は課程の事情（定員超過など）により、募集が無い場合があります。なお、その選考は書類選考と面接の結果等をもとに、総合的に判断します。

(2) 転学類

地域保健学域の他の学類に移籍すること（転学類）については、地域保健学域の教授会の議を経て認められることがあります。ただし、転入先の学類又は専攻の事情（定員超過など）により、募集が無い場合があります。なお、その選考は書類選考と面接の結果等をもとに、総合的に判断します。

III 地域保健学域履修基準

1 卒業所要単位

- (1) 本学域の学生は、4年の修業年限を満たし、後の表1に示される学類の卒業所要単位を修得することにより、先にあげた学士の学位を得て卒業することができます(学則第48条および学域規程第10条)。
- (2) 各学類の専門科目は、各学類の標準履修課程表として別表に掲げています(履修規程第3条、学域規程第9条1項)。
- (3) 自由選択枠には、次のような単位が算定されます。
 - ① 他学域が提供する専門科目を履修して修得した単位(ただし時間割表「自由選択枠科目」に限る)
 - ② 他学類が提供する専門科目を履修して修得した単位(ただし時間割表「自由選択枠科目」に限る)
 - ③ 共通教育科目的卒業要件の所要単位を超えて修得した科目
- (4) 他大学との単位互換制度
 - ① 南大阪地域大学コンソーシアム加盟大学、大学コンソーシアム大阪加盟大学、大阪市立大学、大阪商業大学との単位互換協定に基づいて本学から他大学に派遣される学生については、毎年4月上旬に教育推進課教務グループから募集の案内があります。これは、学生ポータル等にも同時期に掲載されます。
 - ② 他大学で修得した科目及び単位は、本学で履修し、単位を修得したものとみなし、教養科目として単位が認定されます。
 - ③ 本学に在学中に外国の大学との協議に基づき、当該大学の科目を履修し修得した単位は、教授会等の承認を経て本学において修得したものとみなし、単位が認定される場合があります。この制度により外国の大学に留学する場合は、学生課に留学願を提出してください。留学の期間は修業年限に算入されます。

表1 教育福祉学類の科目区分と卒業所要単位

共 通 教 育 科 目	導 入 科 目	初年次ゼミナール	2 単位		
	教 養 科 目 ※2	人文社会科学系科目	—	12 単位	
		自然科学・複合領域系科目	2 単位		
		教養展開科目	2 単位		
	基 盤 科 目	健康・スポーツ科学科目	—		
		外国語科目（初修外国語）	4 単位		
		外国語科目（英語）	12 単位		
		情報基礎科目	2 単位		
	専 門 基 礎 科 目	医療・保健基礎科目	—		
		理系基礎科目	97 単位		
※1 但し、基幹講義科目（必修科目を除く）から 6 単位以上を履修すること。					
自由選択枠		4 単位			
合 計 単 位 数		129 単位			

※1 基幹講義科目（必修科目を除く）は次の科目です。

科目名	配当年次	開講期		単位数
		前期	後期	
保育学概論	1	○		2
生涯学習概論	1	○		2
社会調査論入門	1		○	2
スクール・ソーシャルワーク概論	2	○		2
家族社会学	2	○		2
地域社会学	2		○	2
教育福祉と政治	2	○		2
教育福祉と健康	2	○		2
教育福祉の諸問題A（貧困と社会）	2		○	2
教育福祉の諸問題B（性と人権）	2	○		2
教育福祉の諸問題C（多文化共生）	2		○	2
多文化共生の思想	2		○	2

なお、教育上の理由により開講時期が変わることがあるので、必ず最新の時間割を確認すること。

※2 教養科目的区分

教養科目は、人文社会科学系科目、自然科学・複合領域系科目（以上1年次配当）、教養展開科目（2年次配当）に区分される。区分ごとに卒業要件の所要単位数が定められているので計画を立てて履修すること。科目の開講予定年度については、授業科目ガイド（高等教育推進機構提供科目）等であわせて確認すること。

【人文社会科学系科目：1年次配当】

科目名	単位	科目名	単位
人間学入門	2	現代日本の政治と経済	2
公共性と自由	2	憲法	2
中国の思想	2	暮らしと法律	2
宗教の諸相	2	経済学の歴史と思想	2
造形と生活	2	経済史概論	2
音楽と生活	2	暮らしと政治	2
心理学への招待	2	問題群としての社会	2
臨床心理学への招待	2	変容する社会と社会学	2
言語学への招待	2	医療と社会	2
日本語学への招待	2	現代の学校	2
英語学への招待	2	人権問題論A	2
関西文学論	2	人権問題論B	2
日本の文学	2	ジェンダー論への招待	2
日本の歴史と文化	2	障害者と心理(障害者・障害児心理学)	2
世界遺産と文芸	2	バリアフリー論	2
世界の文学	2	環境・生命・倫理	2
中国古典文学への招待	2	近代日本の思想と社会	2
ヨーロッパの文学	2	子どもの生活と健康教育	2
物語文学を読む	2	環境学と社会科学への招待	2
文学と社会	2	近代社会と読書	2
近代を問う	2	世界の大学と学生	2
コミュニケーションの諸相と文化	2	現代日本の大学教育	2
スポーツと社会	2	日本語の歴史	2
日本文化学	2	自伝の文学	2
美術史学入門	2	文化交流論	2
新西洋事情	2	哲学入門	2
ヨーロッパ事情	2	フィランソロピー学入門	2
地域文化学	2	国際社会と法	2
比較文化社会論	2	哲学と社会	2
アジアの歴史と文化	2	政治学入門	2
歴史を学ぶとは	2	国際社会と政治	2
国際文化の視点	2	国際活動とキャリア	2
文化人類学入門	2	ジェンダーと現代社会	2
大阪府立大学の歴史	2	家族と社会	2

【自然科学・複合領域系科目：1年次配当、履修を指定する単位数 2単位以上】

科目名	単位	科目名	単位
自然と科学	2	生命環境科学入門	2
数学の視点	2	コンピュータグラフィックス概論	2
統計学入門	2	量子放射線の世界	2
科学の歴史	2	地域実践演習	2
生物と人間	2	地域再生概論	2
自然環境学概論	2	伝わる情報デザイン	2
工学研究の最先端	2	地球環境科学概論	2
マテリアルとものづくり	2	口腔と健康	2
海の環境と利用の工学	2	環境と海洋	2
社会における電気・電子・情報	2	植物バイオサイエンスへの招待	2
社会に活きる科学	2	創薬科学のすすめ	2

【教養展開科目：2年次配当、履修を指定する単位数 2単位以上】

科目名	単位	科目名	単位
東洋美術史	2	アゴラセミナー I B	2
世界のなかの英語	2	ルネサンス文化論	2
ヨーロッパの多言語社会	2	保健・医療の統計学	2
地域から見たアジア史	2	保健・医療の心理学	2
ヨーロッパ文化史	2	ゲノム解析の基礎	2
西洋教育文化史	2	地域環境活動演習	2
西洋宗教文化史	2	地域活動演習	2
社会と思想	2	アジアの中の日本語	2
アイデンティティと文化	2	ゼミナール 人間の探究 A	2
平和学の視点	2	ゼミナール 言語と文学 A	2
西洋社会文化史	2	ゼミナール 言語と文学 B	2
科学と文化	2	ゼミナール 文化・交流・歴史 A	2
キャリアと実践	2	ゼミナール 文化・交流・歴史 B	2
自己の役割とキャリア	2	ゼミナール 文化・交流・歴史 C	2
行動と視機能	2	ゼミナール 社会の諸相 B	2
行動の生理科学	2	ゼミナール 社会の諸相 C	2

2 教育福祉学類の履修基準

(1) 授業科目の選択

受講申請にあたっては、特に次の点に注意し、授業科目のシラバス等を「大阪府立大学ホームページ」(URL : <https://www.osakafu-u.ac.jp/>)で確認するとともに、「共通教育科目・自由選択枠履修課程表」や「教育福祉学類標準履修課程表」を十分に参照してください。不明な点は教員とよく相談して履修計画を立ててください。

① 外国語科目について

英語は12単位以上を修得すること。また、初修外国語は、ドイツ語・中国語・フランス語・朝鮮語の中から選択し、4単位以上修得すること。なお、入学年次には英語以外に1言語しか履修できないので注意すること。

② 演習科目について

演習科目に関しては、「教育福祉学類標準履修課程表」を参考に履修すること。

(2) 卒業論文の作成

卒業論文作成の指導を受けるためには、「教育福祉学卒業研究」(通年)に併せて「教育福祉学演習Ⅰ」(前期)と「教育福祉学演習Ⅱ」(後期)を必ず履修しなければなりません。

卒業論文の提出日は、例年、1月18日（この日が休日の場合は翌平日）です。9月卒業の場合は、7月18日（この日が休日の場合は翌平日）です。

(3) 取得できる資格

教育福祉学類においては、以下の資格が取得可能です。詳しくは20ページ以降を参照してください。

教育福祉学類	<ul style="list-style-type: none">1. 社会福祉士国家試験受験資格 (P21～P22)2. 保育士資格 (P22～P25)3. 教育職員免許状 (P26～P29)<ul style="list-style-type: none">(1) 中学校教諭1種免許状 (社会)(2) 高等学校教諭1種免許状 (公民)(3) 高等学校教諭1種免許状 (福祉)4. スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程 (P30)5. 社会教育士・社会教育主事資格 (P31)6. 社会福祉主事等の任用資格 (P32～P33)<ul style="list-style-type: none">(1) 社会福祉主事任用資格(2) 児童福祉司任用資格(3) 児童指導員任用資格(4) 身体障害者福祉司任用資格(5) 知的障害者福祉司任用資格
--------	---

3 共通教育科目・自由選択枠履修課程表

科目区分		科 目 名	単位必修(○印は)	週 時 間 数								履修を指定する単位数	備 考		
				第1年次		第2年次		第3年次		第4年次					
共 通 教 育 科 目	導入科目	初 年 次 ゼ ミ ナ ー ル	②	2									2単位	独：ドイツ語 仏：フランス語 中：中国語 朝：朝鮮語 ○初修外国語については、1年次は1言語しか履修できない。 ○4単位コース・8単位コースのいずれかを選択すること。 ○2年次配当科目的履修については『授業科目ガイド』やシラバスを参照すること。	
	情報基礎科目	情報基礎（情報社会と情報倫理を含む。）	②	2									2単位		
	外 国 語 科 目 (英 語)	Academic English IA	②	2									12単位		
	Academic English II A	②		2											
	Academic English IB	②	2												
	Academic English II B	②		2											
	Academic English III	②			2								4単位以上 (履修を指定する科目的単位数、計8単位以上を含み、12単位以上修得すること。)	【4単位コース】各言語の入門IとIIはセットで受講すること。 【8単位コース】各言語の入門AとB、初級AとBは、それぞれセットで受講すること。	
	Academic English IV	②				2									
	外 国 語 科 目 (初 修 外 国 語)	【4単位コース】 (独・仏・中・朝) 入門 I	2	2											
	(独・仏・中・朝) 入門 II	2		2											
	(仏・中) 初級 I	2			2										
	(仏・中) 初級 II	2				2									
	ドイツ語 中級 A I (読解)	2			2										
	ドイツ語 中級 A II (読解)	2				2									
	ドイツ語 中級 B I (会話)	2			2										
	ドイツ語 中級 B II (会話)	2				2									
	朝鮮語 会話 I	2			2										
	朝鮮語 会話 II	2				2									
	健 康 ・ ス ポ ー ツ 科 学 科 目	【8単位コース】 (独・仏・中・朝) 入門A (基礎)	2	2									—	【8単位コース】各言語の入門AとB、初級AとBは、それぞれセットで受講すること。	
		(独・仏・中・朝) 初級A (基礎)	2		2										
		(独・仏・中・朝) 入門B (会話)	2	2											
		(独・仏・中・朝) 初級B (会話)	2		2								—	【4単位コース】各言語の入門IとIIはセットで受講すること。	
		(独・仏・中) 中級A I (読解・Ecrit・会話)	2			2									
		(独・仏・中) 中級A II (読解・Ecrit・会話)	2				2								
		(独・仏・中) 中級B I (会話・Oral・検定対策)	2			2							—	【8単位コース】各言語の入門AとB、初級AとBは、それぞれセットで受講すること。	
		(独・仏・中) 中級B II (会話・Oral・検定対策)	2				2								
		朝鮮語 会話 I	2			2									
		朝鮮語 会話 II	2				2						—	【4単位コース】各言語の入門IとIIはセットで受講すること。	
		健康・スポーツ科学科目	2		2										
		健康・スポーツ科学演習 I	2	2											
		健康・スポーツ科学演習 II	2			2							—	【8単位コース】各言語の入門AとB、初級AとBは、それぞれセットで受講すること。	
	教養科目	人 文 社 会 科 学 系 科 目	13-14ページの教養科目の区分、授業科目ガイドを参照してください。								—	【4単位コース】各言語の入門IとIIはセットで受講すること。			
		自然科学・複合領域系科目											2単位以上	【8単位コース】各言語の入門AとB、初級AとBは、それぞれセットで受講すること。	
		教養展開科目													
自由選択枠		他学域・他学類が提供する専門科目(ただし時間割表「自由選択枠科目」に限る)、共通教育科目の卒業要件の所要単位を超えて修得した科目									4単位以上				

【上表以外の共通教育科目】

自由科目として次の授業科目が開講される。卒業要件の単位に算入できないので注意すること。

科目概要等は『授業科目ガイド』やシラバスを参照すること。

・ 外国語特別科目

English Seminar A~L

DDCフランス語コミュニケーションA I, A II, B I, B II

ドイツ語中級C I (読解), C II (読解), D I (応用), D II (応用)

中国語中級C I (会話), C II (会話), D I (読解), D II (読解)

中国古典語 I, II、朝鮮語中級読解 I, II

・ 海外語学研修科目

英語海外語学研修A, B、フランス語海外語学研修A, B、インターナショナル・スタディーズA, B、韓国語海外語学研修

4 教育福祉学類標準履修課程表

科目区分		科 目 名	単位 必修(○) 印は ば	配当年次及び1週の時間数(注1)								履修を指定する 単位数	備考(注2)				
				第1年次		第2年次		第3年次		第4年次							
専門基礎科目	学 域 共 通 科 目	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期						
【理系基礎科目】	統計学基礎 I	2		2								全ての必修科目(23単位)を含む97単位以上	保	中	公		
生命倫理学	(2)	2										※ただし、基幹講義科目(必修科目を除く)から6単位以上を履修すること。	保				
人間支援科学論	(1)			1									社	保		福	
コラボレーション論	(2)				2												
コミュニケーション論	1	1											保	中	公		
ケアリング論	2		2														
教育福祉学への招待	(2)	2															
教育福祉学概論 I	(2)	2											社	保		福	
教育福祉学概論 II	(2)		2										社	保		福	
保育学概論	2	2											保				
生涯学習概論	2	2											社			隔年開講	
社会調査論入門	2		2														
スクール・ソーシャルワーク概論	2			2									保	中	公		
家族社会学	2			2										中	公	隔年開講	
地域社会学	2				2									中	公	隔年開講	
教育福祉と政治	2			2									社	保	中	公	
教育福祉と健康	2			2										中	公		
教育福祉の諸問題A(貧困と社会)	2				2									保		中	公
教育福祉の諸問題B(性と人権)	2			2										中	公	隔年開講	
教育福祉の諸問題C(多文化共生)	2				2									社	保	中	公
多文化共生の思想	2				2									中	公	隔年開講	
教育福祉フィールドワーク I	2		2										社				
教育福祉フィールドワーク II	2			2									社				
教育福祉フィールドワーク III	2				2								社	保		CAP対象外	
教育福祉インターンシップ	2		2														
政治学	2		2										中	公			
社会学	2	2											社	中	公		
ジェンダーと社会	2				2									中	公		
社会政策論	2					2							社	中	公		
権利擁護論	2						2						社	中	公		
文化と共生	2				2									中	公		
共生社会と宗教	2			2										中	公		
共生社会とアイデンティティ	2			2										中	公		
マイノリティと歴史環境	2			2										中			
日本の歴史環境	2		2											中			
東洋文化史	2				2									中			
西洋文化史	2				2									中			
外国史	2			2										中			
地理学基礎	2			2										中			
地域研究	2				2									中			
個人創造の思想史	2				2									中			
自然地理学	2				2									中			
文化と景観	2				2									中			
日本史概説	2			2										中			
日本近代の社会の歴史	2				2									中			
都市と経済の地理学	2			2										中			
比較地域論	2				2									中			

科目区分			科 目 名	単位 必修 ○ 印 は	配当年次及び1週の時間数（注1）								履修を指定する 単位数	備考（注2）				
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次							
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
専 門 展 開 科 目	福祉系展開科目	ソーシャルワーク概論	ソーシャルワーク概論	2		2								全ての必修科目（23単位）を含む97単位以上	社			福
			介護概論	2	2													福
			医学概論（人体の構造と機能及び疾病）	2		2									社 保			福
			障害者福祉論	2			2								社 保			福
			医療福祉論	2			2								社			福
			高齢者福祉論A	2			2								社			福
			地域福祉論A	2			2								社 保			福
			地域福祉論B	2				2							社 保			福
			ソーシャルワーク論A	2				2							社			福
			ソーシャルワーク論B	2				2							社			福
			ソーシャルワーク論C	2						2					社			福
			精神保健学	2					2						保			
			コミュニケーションとソーシャルワーク	2					2						社			
			相談援助演習	2					2						社 保			福
			社会福祉運営論	2						2					社	中 公		
			刑事司法と福祉	2						2					社	中 公		
			社会保障論	2						2					社	中 公		
			社会福祉原論	2						2					社 保			福
			セルフヘルプ・グループ論	2						2					社			福
科 目 群	教育系展開科目	教育社会学	教育社会学	2		2									教			
			教育の思想と歴史	2	2										教			
			教育の法と制度	2	2										教			
			社会教育入門	2		2												
			生涯学習支援	2			2											
			人間形成論	2				2							教			
			生涯スポーツ指導	2				2										
			教育課程論	2			2								教			
			教育方法学	2				2							教			
			倫理学	2			2								中 公			
			道徳教育論	2				2							教			
			臨床心理学概論	2			2								公			
			教育相談論	2				2							教			
			特別支援教育	2						2								
			社会教育計画	2						2								
			学校教育史	2						2					中			
			社会科教育法（地歴分野）A	2			2								中			
			社会科教育法（地歴分野）B	2			2								中			
			社会科教育法（公民分野）A	2				2							中 公			
			社会科教育法（公民分野）B	2				2							中 公			
			福祉科教育法A	2				2								福		隔年開講
			福祉科教育法B	2				2								福		隔年開講

科目区分			科 目 名	単位 必修 印は	配当年次及び1週の時間数(注1)								履修を指定する 単位数	備考(注2)					
					第1年次		第2年次		第3年次		第4年次								
					前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期							
専門展開科目群	子ども家庭系展開科目	社会福祉論	子ども家庭福祉論	2		2								全ての必修科目(23単位)を含む97単位以上※ただし、基幹講義科目(必修科目を除く)から6単位以上を履修すること。	社	保			福
			児童養護論	2			2								保				
			保育者論	2				2							保				
			子どもの心理学	2			2								社	保	公		
			子どもの心理学演習	1				1							保				
			保育内容演習A(表現)	2				2							保				
			保育内容演習B(健康)	2				2							保				
			保育内容演習C(言葉・環境・人間関係)	2			2								保				
			保育の表現技術A(造形)	2				2							保				
			保育の表現技術B(身体)	2				2							保				
			保育の表現技術C(音楽)	2			2								保				
			乳児保育論	2					2						保				
			乳児保育演習	1					1						保				
			養護内容演習	1						1					保				
			子どもの保健学	2					2						保				
			子ども家庭支援の心理学	2						2					保				
			子どもの保健学演習	1					1						保				
			子どもの食と栄養	2						2					保				
			障がい児保育演習	2						2					保				
			保育内容総合演習	1	1										保				
			保育の計画と評価	2								2			保				
科目群	展開実技実習科目群	社会福祉実習I	社会福祉実習I	2			2	2						CAP対象外		福			
			社会福祉実習指導I	1			1	1								福			
			社会福祉実習II	4					2	2									
			社会福祉実習指導II	2					1	1									
			保育実習IA(保育所)	2				2							保				
			保育実習IA(保育所)	1				1							保				
			保育実習IB(児童福祉施設)	2					1	1					保				
			保育実習IB(児童福祉施設)	1					1	1					保				
			保育実習II(保育所)	2						2					保				
			保育実習II(保育所)	1						1					保				
			スクール・ソーシャルワーク実習	2							1	1							
			スクール・ソーシャルワーク実習指導	1							1	1							
教育福祉総合科目群	発展演習科目群	教育福祉ゼミナールA	教育福祉ゼミナールA	②					2					CAP対象外	保				
			教育福祉ゼミナールB	②						2						福			
			教育福祉ゼミナールC	2					2										
			教育福祉ゼミナールD	2						2									
		総合演習科目群	保育・学校ソーシャルワーク演習	2					2						保		福		
			外書講読演習	2					2										
			教育福祉学演習I	②						2									
			教育福祉学演習II	②							2								
			コラボレーション演習	2							1	1							
			教育福祉学卒業研究	④							2	2							

(注1) 教育上の理由により開講時期が変わることがあるので、必ず最新の時間割を確認すること。

(注2) 備考欄記載の表記はそれぞれ次の内容を表す。

社：社会福祉士指定科目

保：保育士資格取得のための専門科目（必修科目と選択必修科目）

教：教職課程における全教科の「教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目」

中：教職課程における中学校一種（社会）の「教科及び教科の指導法に関する科目」

公：教職課程における高校一種（公民）の「教科及び教科の指導法に関する科目」

福：教職課程における高校一種（福祉）の「教科及び教科の指導法に関する科目」

※ 教育職員免許科目の履修については、教育推進課発行の『教職課程の手引』を参照してください。

IV 取得できる資格

＜取得できる資格の一覧＞

教育福祉学類で取得できる資格は次のとおりです。

教育福祉学類	<ul style="list-style-type: none">1. 社会福祉士国家試験受験資格 (P21～P22)2. 保育士資格 (P22～P25)3. 教育職員免許状 (P26～P29)<ul style="list-style-type: none">(1) 中学校教諭1種免許状（社会）(2) 高等学校教諭1種免許状（公民）(3) 高等学校教諭1種免許状（福祉）4. スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程 (P30)5. 社会教育士・社会教育主事資格 (P31)6. 社会福祉主事等の任用資格 (P32～P33)<ul style="list-style-type: none">(1) 社会福祉主任用資格(2) 児童福祉主任用資格(3) 児童指導主任用資格(4) 身体障害者福祉主任用資格(5) 知的障害者福祉主任用資格
--------	---

※ 教育職員免許科目の履修については、教育推進課発行の『教職課程の手引』を参照してください。

1. 社会福祉士の国家試験受験資格

(1) 資格要件

社会福祉士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、教育福祉学類に所属し、社会福祉士および介護福祉士法第7条第1号の規定により厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という）を修めて卒業することが必要です。

(2) 指定科目および履修方法

指定科目を修めるためには、次の表に示す教育福祉学類の対応科目を全て履修し、その単位を修得しなければなりません。

指定科目		左に対応する教育福祉学類の授業科目	単位数
人間と社会及びその関係性の理解	医学概論	医学概論(人体の構造と機能及び疾病)	2
	心理学と心理的支援	子どもの心理学	2
	社会学と社会システム	社会学	2
社会福祉の原理や基礎の理解	社会福祉の原理と政策	教育福祉学概論Ⅰ	2
		教育福祉学概論Ⅱ	2
		社会福祉原論	2
	社会保障	社会政策論	2
		社会保障論	2
複合化・複雑化した福祉課題及び包括的な支援の理解	権利擁護を支える法制度	権利擁護論	2
	地域福祉と包括支援体制	地域福祉論A	2
		地域福祉論B	2
	高齢者福祉	高齢者福祉論A	2
	障害者福祉	障害者福祉論	2
	児童・家庭福祉	子ども家庭福祉論	2
	貧困に対する支援	教育福祉の諸問題A（貧困と社会）	2
	保健医療と福祉	医療福祉論	2
	刑事司法と福祉	刑事司法と福祉	2
ソーシャルワークの基盤及び理論と方法の理解	ソーシャルワークの基礎と専門職	ソーシャルワーク概論	2
	ソーシャルワークの基礎と専門職（専門）	ソーシャルワーク論C	2
	ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論A	2
		ソーシャルワーク論B	2
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）	コラボレーション論	2
		セルフヘルプ・グループ論	2
	社会福祉調査の基礎	社会調査論入門	2
ソーシャルワークの方法及び実践の理解	福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営論	2
	ソーシャルワーク演習	教育福祉フィールドワークⅠ	2
	ソーシャルワーク演習（専門）	教育福祉フィールドワークⅡ	2
		教育福祉フィールドワークⅢ	2
		コミュニティとソーシャルワーク	2
		相談援助演習	2
		社会福祉実習指導Ⅰ	1
	ソーシャルワーク実習指導	社会福祉実習指導Ⅱ	2
		社会福祉実習Ⅰ	2
	ソーシャルワーク実習	社会福祉実習Ⅱ	4

(3) 履修にあたっての注意事項

教育福祉学類の専門科目を履修して社会福祉士国家試験の受験資格を取得するためには、次の点に注意してください。

- ① 「社会福祉実習 II」および「社会福祉実習指導 II」を履修できる者は、「社会福祉実習 I」(2年通年)
「社会福祉実習指導 I」(2年通年)「ソーシャルワーク概論」(1年後期)「教育福祉フィールドワーク I」(1年後期)「教育福祉フィールドワーク II」(2年前期)「教育福祉フィールドワーク III」(2年後期)の単位をすべて修得し、かつ、「社会福祉実習 II」および「社会福祉実習指導 II」を履修する年度において「コミュニティとソーシャルワーク」(3年前期)および「相談援助演習」(3年前期)を履修申請する、あるいは、すでに履修済みの者に限られます。
- ② 「教育福祉フィールドワーク III」については、「教育福祉フィールドワーク II」の単位を修得していることが履修の前提となります。
- ③ 「コミュニティとソーシャルワーク」および「相談援助演習」の定員は60名です。そのため履修希望者が定員を超える場合は、選考審査を実施します。
- ④ 前表に掲げる各指定科目的出席回数が3分の2(ただし、ソーシャルワーク実習については5分の4)に満たない者は単位修得ができません。

2. 保育士資格

(1) 資格要件

保育士資格を取得しようとする者は、教育福祉学類に所属し、「児童福祉法施行規則第6条の2の2 第1項第3号」に定められた教科目の単位を修得して卒業することが必要です。

(2) 履修方法

告示および通知に定められた教科目は、これに対応して開講されている次の[履修方法総括表]に示す本学開講科目を履修することにより、その単位を修得できます。保育士資格を取得するためには、この[履修方法総括表]と後に示す別表①および別表②を参照して履修計画をたててください。

[履修方法総括表]

厚生労働省告示による履修方法		本学の対応授業科目		
		単位数		単位数
必修科目	別表①左欄	51※1	別表①右欄	55※2
選択必修科目	別表②左欄	9以上	別表②右欄	9以上
教養科目	外国語に関する演習	2	Academic English IA 他	2
	体育に関する講義	1	健康スポーツ科学概論	2
	体育に関する実技	1	健康スポーツ科学演習 I	2
	上記以外の科目	6以上	教養科目 ★	6以上
	合計	68以上	合計	76以上

※1・※2に関しては(4)「履修にあたっての注意事項」の②を、★に関しては「共通教育科目・自由選択枠履修課程表」を参照してください。

(3) 保育実習について

別表①左欄の保育実習 I には、保育所および保育所以外の児童福祉施設におけるそれぞれ10日以上の実地実習が含まれます。本学では、保育実習 I を保育実習 I A (保育所)、保育実習 I B (児童福祉施設)に分けています。また保育実習を履修する際には、同時にそれに該当する保育実習指導をそれぞれ履修しなければなりません。

また保育実習 II (保育所)を3年次に履修することになっています。これによって保育士資格取得に必要な保育実習の単位を取得することができます。

保育実習に関する基本的な学年配当は以下のとおりです。

2 年後期…保育実習 I A (保育所) (おおむね春季休業期間に実施)

保育実習指導 I A (保育所)

3 年前期…保育実習 I B (児童福祉施設) (おおむね夏季休業期間に実施)

保育実習指導 I B (児童福祉施設)

3 年後期…保育実習 II (保育所) (おおむね春季休業期間に実施)

保育実習指導 II (保育所)

(4) 履修にあたっての注意事項

教育福祉学類の専門科目を履修して保育士資格を取得するためには、次の点に注意してください。

- ① 保育士資格取得についてのオリエンテーションを行い、そこで保育実習の希望調査を行います。そのため、必ずオリエンテーションに出席したうえで、2 年次後期において「保育実習 I A (保育所)」「保育実習指導 I A (保育所)」の申請を行ってください。
- ② [履修方法総括表]における※1※2 のように、厚生労働省告示の単位数より本学の対応授業科目の単位数の方が多い場合は、本学の対応授業科目の単位数を修得する必要があります。
- ③ 保育士資格を取得しようとする学生は、[履修方法総括表]に示す教養科目の履修方法にも留意してください。
- ④ 他学域、他学類の学生は、保育士資格取得に必要な演習科目と実習科目を履修することはできません。
- ⑤ 別表①②に掲げる各指定科目の出席回数が 3 分の 2 に満たない者は単位修得することができません。

(5) 卒業後における保育士資格の取得

教育福祉学類卒業生は、科目等履修生、大学院人間社会システム科学研究科人間社会学専攻社会福祉学分野学生として、保育士資格取得に必要な教科目および単位を補うことにより、保育士資格を取得することができます。

また、科目等履修生としての単位修得は、保育士養成課程をもつ他大学（保育士養成校）でも可能です。その場合、当該大学が発行する単位認定証明書を本学の教育福祉学類に提出しなければなりません。

なお、本学は他大学との統合を予定しています。記載は 2021 年 3 月時点の情報のため、変更の可能性があります。最新の情報は、卒業後に統合後の大学ホームページ等で、科目等履修生に関する取り扱いを確認してください。

(6) 保育士登録

児童福祉法の一部を改正する法律（2001 年法律第 135 号）により、保育士資格を取得して教育福祉学類を卒業する者は、住所地の都道府県知事（卒業前であれば大阪府知事）に保育士登録の申請手続きを行う必要があります。

保育士登録申請手続きの詳細は、4 年次の 10 月（詳しい期日等は掲示により周知します）に実施する保育士登録ガイドで説明します。保育士登録の申請をする学生（特に保育士として就職することが決まっている学生）は、「保育士登録申請書」等所定の書類一式を教育推進課に提出することになります。保育士登録事務は、一括して本学教育推進課が行いますが、この時期に登録申請しなかった場合は、各自で登録事務手続きを行うことになります。

別表① (必修科目)

	児童福祉法施行規則に規定する教科目等			左記に対応する教育福祉学類専門科目等		
	教科目	授業形態	単位数	専門科目	授業形態	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育学概論	講義	2
	教育原理	講義	2	教育福祉学概論Ⅰ・Ⅱ	講義	2/4
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉論	講義	2
	社会福祉	講義	2	教育福祉学概論Ⅰ・Ⅱ	講義	2/4
	子ども家庭支援論	講義	2	家族社会学	講義	2
	社会的養護Ⅰ	講義	2	児童養護論	講義	2
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	子どもの心理学	講義	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの心理学演習	演習	1
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健学	講義	2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	保育の計画と評価	講義	2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総合演習	演習	1
	保育内容演習	演習	5	保育内容演習A(表現) 保育内容演習B(健康) 保育内容演習C(言葉・環境・人間関係)	演習 演習 演習	2 2 2
	保育内容の理解と方法	演習	4	保育の表現技術A(造形) 保育の表現技術B(身体) 保育の表現技術C(音楽)	演習 演習 演習	2 2 2
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育論	講義	2
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育演習	演習	1
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの保健学演習	演習	1
	障害児保育	演習	2	障がい児保育演習	演習	2
	社会的養護Ⅱ	演習	1	養護内容演習	演習	1
	子育て支援	演習	1	相談援助演習	演習	2
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習ⅠA(保育所) 保育実習ⅠB(児童福祉施設)	実習 実習	2 2
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導ⅠA(保育所) 保育実習指導ⅠB(児童福祉施設)	演習 演習	1 1
総合演習	保育実践演習	演習	2	教育福祉ゼミナールA	演習	2

別表② (選択必修科目)

児童福祉法施行規則に基づく系列	履修要件	左記に対応する教育福祉学類専門科目等			
		専門科目	授業形態	単位数	
保育の本質・目的の理解に関する科目	6 単位以上	社会福祉原論	講義	2	
		教育福祉フィールドワークⅢ	演習	2	
		生命倫理学	講義	2	
		人間支援科学論	講義	1	
		ケアリング論	講義	2	
		医学概論(人体の構造と機能及び疾病)	講義	2	
		精神保健学	講義	2	
		教育福祉の諸問題A（貧困と社会）	講義	2	
		教育福祉の諸問題C（多文化共生）	講義	2	
		地域福祉論A	講義	2	
保育の対象の理解に関する科目		地域福祉論B	講義	2	
		障害者福祉論	講義	2	
		コラボレーション論	講義	2	
		保育・学校ソーシャルワーク演習	演習	2	
		保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	2 単位	保育実習Ⅱ（保育所）	
保育実習		保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	1 単位	保育実習指導Ⅱ（保育所）	
				演習	
				1	

3. 教育職員免許状

本学類では、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民・福祉）の教育職員免許状を取得することができます。各種免許状の取得に必要な単位数は下表のとおりです。

◆教育職員免許状（一種）取得に必要な単位数

科 目 免許状の種類	①教育の基礎的 理解に関する 科目等 ※	②教科及び教科の指 導法に関する科目	③大学が独自に 設定する科目	④教育職員免許法施 行規則第66条の 6に定める科目
中学一種	31単位以上	28単位以上	—	12単位以上
高校一種	27単位以上	24単位以上	8単位以上	12単位以上

※「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」を指す。

①教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目

「教育の基礎的理解に関する科目」・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」※1・「教育実践に関する科目」は、教育という専門職の専門性を構成する知識と能力を学ぶ科目です。本学類においては、教育系専門科目群のなかに、これらの科目の一部を開設しています。該当する科目は下表のとおりです。

詳細については教育推進課発行の『教職課程の手引』を参照してください。

免許法施行規則に定められた科目区分等		本学類で開設する授業科目
教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の思想と歴史 人間形成論
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学 教育の法と制度
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法学
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談論
※1	道徳の理論及び指導法	道徳教育論

②教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」は、教員として教える教科内容に関する専門知識や指導法を学ぶ科目です。「教科及び教科の指導法に関する科目」については、それぞれの免許科目に応じて以下の表のとおり最低修得単位数が定められています。なお、最低修得単位数を超えた単位については、「大学が独自に設定する科目」に算入されます。

(1) 中学校教諭一種免許状（社会）

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位修得数	授業科目名	単位	授業科目名	単位	修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	日本史・外国史	28	○日本史概説	2	個人創造の思想史	2	28	
			○外国史	2	東洋文化史	2		
			日本の歴史環境	2	西洋文化史	2		
			日本近代の社会の歴史	2	学校教育史	2		
			マイノリティと歴史環境	2	—	—		
	地理学 (地誌を含む。)		○地理学基礎	2	○地域研究	2		
			自然地理学	2	文化と景観	2		
			都市と経済の地理学	2	比較地域論	2		
			○政治学	2	教育福祉と政治	2		
	「法律学、政治学」		刑事司法と福祉	2	権利擁護論	2		
			○社会学	2	文化と共生	2		
			家族社会学	2	共生社会とアヘン行い	2		
			ジェンダーと社会	2	社会保障論	2		
			地域社会学	2	社会福祉運営論	2		
	「社会学、経済学」		教育福祉の諸問題A (貧困と社会)	2	社会政策論	2		
			教育福祉の諸問題B (性と人権)	2	—	—		
			○倫理学	2	ケアリング論	2		
			多文化共生の思想	2	共生社会と宗教	2		
			生命倫理学	2	—	—		
	「哲学、倫理学、宗教学」		○社会科教育法（地歴分野）A	2	○社会科教育法（地歴分野）B	2		
			○社会科教育法（公民分野）A	2	○社会科教育法（公民分野）B	2		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科教育法（公民分野）B	○社会科教育法（公民分野）B				

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目です。
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目（免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目）です。
- 必修科目を含め、28単位以上修得すること。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数28単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入されます。

※教職課程の「介護等の体験」への参加では、社会福祉実習の修得者は7日間のうち社会福祉施設等の5日間の介護体験を免除されます。実習先で施設長等による介護等体験を行ったことの証明が必要です。
ただし、介護等体験を行う施設として指定されている施設に限られます。

(2) 高等学校教諭一種免許状（公民）

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目					
科目区分	各科目に含めることができる事項	単位数 最低修得	授業科目名	単位	授業科目名	単位	本学最低修得単位数	
教科及び教科の指導法に関する科目 教科に関する専門的事項	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	24	○政治学	2	教育福祉と政治	2	24	
			刑事司法と福祉	2	権利擁護論	2		
			○社会学	2	文化と共生	2		
			家族社会学	2	共生社会とアヘン行い	2		
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」		ジェンダーと社会	2	社会保障論	2		
			地域社会学	2	社会福祉運営論	2		
			教育福祉の諸問題A (貧困と社会)	2	社会政策論	2		
			教育福祉の諸問題B (性と人権)	2	—	—		
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」		○倫理学	2	共生社会と宗教	2		
			多文化共生の思想	2	臨床心理学概論	2		
			生命倫理学	2	子どもの心理学	2		
			ケアリング論	2	—	—		
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		○社会科教育法（公民分野）A	2	○社会科教育法（公民分野）B	2		

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目です。
- 下線の科目は、一般的な包括的内容を含む科目（免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目）です。
- 必修科目を含め、24単位以上修得すること。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入されます。

(3) 高等学校教諭一種免許状（福祉）

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する授業科目				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	単位数 最低修得	授業科目名	単位	授業科目名	単位	修得単位数 本学最低
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	○教育福祉学概論 I	2	地域福祉論 A	2	33
			○教育福祉学概論 II	2	地域福祉論 B	2	
			○ソーシャルワーク概論	2	○社会福祉原論	2	
			○障害者福祉論	2	○子ども家庭福祉論	2	
			○高齢者福祉論 A	2	保育・学校ソーシャルワーク演習	2	
			ソーシャルワーク論 A	2	セルフヘルプ・グループ論	2	
			ソーシャルワーク論 B	2	相談援助演習	2	
			○ソーシャルワーク論 C	2	—	—	
			○介護概論	2	—	—	
			○社会福祉実習 I	2	○社会福祉実習指導 I	1	
			○医学概論（人体の構造と機能及び疾病）	2	—	—	
			○医療福祉論	2	○障害者と心理（障害者・障害児心理学）	2	
			○コラボレーション論	2	—	—	
			○福祉科教育法 A	2	○福祉科教育法 B	2	

- 印の科目は、本学が定める免許状を取得する場合の必修科目です。
- 下線の科目は、一般的包括的内容を含む科目（免許法施行規則に定める各科目区分の学問領域をおおまかに網羅する科目）です。
- 必修科目を含め、33単位以上修得すること。
- 免許法施行規則に定める最低修得単位数24単位を超えた単位は、「大学が独自に設定する科目」に算入されます。
- 「社会福祉実習 I」を履修する者は、「保育・学校ソーシャルワーク演習」、「相談援助演習」を履修することが望ましい。

4. スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程

(1) 資格要件

スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を修了しようとする者は、「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第3項に規定する科目」を修めて卒業することが必要です。

(2) 指定科目および履修方法

指定科目を修めるためには、次の表に示す対応科目を履修し、その単位を修得しなければなりません。

<表> スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程に関する指定科目の対応科目

指定科目		左に対応する本学の授業科目	単位数	備考
スクールソーシャルワーク専門科目群	スクール(学校)ソーシャルワーク論	スクール・ソーシャルワーク概論	2	必修
	スクール(学校)ソーシャルワーク演習	保育・学校ソーシャルワーク演習	2	
	スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導	スクール・ソーシャルワーク実習指導	1	
	スクール(学校)ソーシャルワーク実習	スクール・ソーシャルワーク実習	2	
教育関連科目群	「教育の基礎的理義に関する科目」の 「教職の意義及び教員の役割・職務内容(チ ム学校運営への対応を含む。)」	教職論	2	1科目以上
	「教育の基礎理論に関する科目」の「教育に關 する社会的、制度的又は経営的事項(学校 と地域との連携及び学校安全への対応を含 む。)」	教育と社会	2	1科目以上
		教育社会学	2	
		教育の法と制度	2	
	「教育の基礎的理義に関する科 目」の①「幼児、児童及び生徒の心 身の発達及び学習の過程」※	教育心理学	2	1科目以上
教職課程	「教育の基礎的理義に関する科 目」の②「特別の支援を必要とする 幼児、児童及び生徒に対する理解」 ※	特別支援教育概論	2	1科目以上
	ただし、教職をとらない学生は、※ カテゴリーは、①と②の2つの要 素を入れた本科目の履修1科目で もよい。	特別支援教育	2	1科目以上
社会福祉士関連・精神保健福祉士関連科目	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制 度	子ども家庭福祉論	2	必修
	精神保健学	精神保健学	2	必修

(3) 卒業後における修了証の発行

スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程を修了した者であって、社会福祉士または精神保健福祉士の登録を受けた者を、「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証を一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が交付します。「教育課程修了交付申請書」等所定の書類一式を教育推進課に提出することになります。申請手続きは、一括して本学教育推進課が年に一度行います。この時期に申請しなかった場合は次年度になりますのでご注意下さい。交付を受けるためには、以下の書類を大学に提出する必要があります。

- 一. 教育課程修了交付申請書
- 二. 指定科目履修証明書
- 三. 社会福祉士または精神保健福祉士登録証の写し

5. 社会教育士・社会教育主事資格

社会教育法第九条の四の規定により所定の単位を修得すれば、「社会教育士（養成課程）」と称することができます。「社会教育士」には、養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されています。

また、「社会教育士」と同様の指定科目を履修した上で、「1年以上官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関する職・業務に従事する」と、「社会教育主事」の資格を取得することができます。「社会教育主事」は、社会教育法の規程により、都道府県及び市町村の教育委員会に置かれ、社会教育行政の企画や関係者に専門的技術的な助言と指導を行う専門職員です。

本学で開講されている社会教育士・社会教育主事資格に関する科目は下表のとおりです。資格の取得には、備考欄にある条件を満たしながら、本学単位数合計26単位以上修得することが必要です。

＜表＞社会教育士・社会教育主事の資格に関する指定科目的対応科目

法令上の科目		大学における開講科目		備 考
科目名	単位数	科目名	単位数	
生涯学習概論	4	社会教育入門	2	必修
		生涯学習概論	2	必修
生涯学習支援論	4	生涯学習支援	2	必修
		教育福祉の諸問題C（多文化共生）	2	必修
社会教育経営論	4	社会教育計画	2	必修
		コラボレーション論	2	必修
社会教育特講	8	教育社会学	2	必修
		生涯スポーツ指導	2	必修
		地域社会学	2	6科目の中から2科目(4単位)選択必修
		社会調査論入門	2	
		教育の法と制度	2	
		教育相談論	2	
		人間形成論	2	
		教育の思想と歴史	2	
社会教育実習	1	教育福祉インターンシップ	2	2科目の中から1科目(2単位)選択必修
		教育福祉フィールドワークⅡ	2	
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究 のうち一以上の科目	3	教育福祉ゼミナールA	2	必修
		教育福祉ゼミナールB	2	必修

6. 社会福祉主事等の任用資格

(1) 社会福祉主事

社会福祉主事は、福祉事務所の査察指導員、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、家庭相談員、母子相談員、児童相談所の児童福祉司、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉施設の施設長、生活指導員などに任用されるために必要な資格です。この資格の要件は、社会福祉法第19条第1項第1号で、「大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」と規定されています。厚生労働大臣が指定する科目に対応する教育福祉学類での開講科目は、次ページく表くのとおりです。資格を取得するためには、この指定科目のうち3科目以上修得して単位を修得する必要があります。

(2) 児童福祉司

児童福祉司は、児童福祉法第12条の3第4項に規定される「児童の福祉に関する事務をつかさどる職員」で、同法第13条により児童相談所に置かなければならぬとされています。その職務は、同条第4項で、「児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める」ものと規定されています。この資格は、同条第3項で、「大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの」、「社会福祉士」、「社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者」等のなかから任用されます。

(3) 児童指導員

児童指導員は、多くの児童福祉施設で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により配置が義務づけられている職種です。この資格は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条で「社会福祉士」(第2号)、「大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め学士と称することを得る者」(第4号)とされています。

(4) 身体障害者福祉司

この資格は、身体障害者福祉法第12条第2号で「大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」とされ、また第4号で「社会福祉士」、第6号で「前各号に準ずる者であつて、身体障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの」と規定されています。教育福祉学類の学生が、社会福祉士国家試験受験資格に必要な科目の単位を修得して卒業すれば、第6号により任命権者によって個々に認定されます。

(5) 知的障害者福祉司

この資格は、知的障害者福祉法第14条第1号で「社会福祉主事たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有するもの」とされ、また第2号で「大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」、第4号で「社会福祉士」、第5号で「前各号に準ずる者であつて、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの」と規定されています。教育福祉学類はこれに対する科目指定を行っていませんが、社会福祉主事の資格を取得して卒業すれば、第5号により任命権者によって個々に認定されます。

<表> 社会福祉主事の資格に関する指定科目の教育福祉学類対応科目
(2021年度以降入学生用)

指定科目(注1)	教育福祉学類対応科目		単位
	読替範囲内の科目	読替承認の科目	
社会福祉概論	社会福祉原論	※教育福祉学概論Ⅰ ※教育福祉学概論Ⅱ	2 2 2
社会福祉事業史	—	—	—
社会福祉援助技術論		※ソーシャルワーク概論 ※ソーシャルワーク論A ※ソーシャルワーク論B ※ソーシャルワーク論C ※コラボレーション論 ※セルフヘルプ・グループ論	2 2 2 2 2 2
社会福祉調査論		※社会調査論入門	2
社会福祉施設経営論		※社会福祉運営論	2
社会福祉行政論	—	—	—
社会保障論	社会保障論		2
公的扶助論		※教育福祉の諸問題A（貧困と社会）	2
児童福祉論		※子ども家庭福祉論	2
家庭福祉論	—	—	—
保育理論	保育学概論		2
身体障害者福祉論	障害者福祉論		2
知的障害者福祉論	—	—	—
精神障害者保健福祉論	精神保健学		2
老人福祉論	高齢者福祉論A		2
医療社会事業論	医療福祉論		2
地域福祉論	地域福祉論A 地域福祉論B		2 2
法学	—	—	—
民法	—	—	—
経済学	—	—	—
社会政策	社会政策論		2
心理学		※子どもの心理学	2
社会学	社会学		2
教育学	—	—	—
倫理学	倫理学		2
公衆衛生学	—	—	—
医学一般		※医学概論（人体の構造と機能及び疾病）	2
リハビリテーション論	—	—	—
看護学	—	—	—
介護概論	介護概論		2
栄養学	—	—	—
家政学	—	—	—

(注1)社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目および「社会福祉主事の資格に関する科目指定」(昭和25年厚生省告示第226号)に定める科目です。

(注2)※印の科目は、社会福祉士指定科目読替え承認済みで、社会福祉主事指定科目読替承認済みとみなされるものです。

V 交通機関の運行停止等に伴う授業の取扱いについて

以下（1）～（5）のいずれかの場合は、授業を行わない。

- (1) 南海高野線が全面的に運行を停止したとき。
- (2) JR阪和線と南海本線が同時に運行を全面的に停止したとき。
- (3) JR大阪環状線とOsaka Metro（旧 大阪市営地下鉄）が同時に運行を全面的に停止したとき。
- (4) 大阪府に特別警報または堺市に暴風警報が発令されているとき。
 - * 午前7時の時点で運行停止または警報が発令されているときは、当日午前の授業を行わず、午前11時の時点で運行停止または警報が発令されているときは、当日それ以降の授業を行わない。

ただし、午前9時以降における授業の実施の判断は、上記の取扱いを原則としつつ、状況に応じて例外の判断をする場合がある。その際には、本学ポータルにより周知する。

なお、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがある。

（注意事項）上記にかかわらず、特別警報、暴風警報が発令された時や居住地域に避難勧告が発令された時は、自らの身の安全を最優先に行動すること。

（5）その他非常時の授業の取扱いについて

上記にかかわらず、学長が学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講等の措置を行うことがある。

※上記は、中百舌鳥キャンパスにおける授業の取り扱いです。各キャンパス所在地により、交通機関が異なりますので、当該キャンパスでの授業日における取扱いについては、各キャンパスの「交通機関の運行停止等に伴う授業の取扱い」を大学ホームページ等で、各自で確認してください。

My時間割表

		月	火	水	木	金
1コマ	前期					
	後期					
2コマ	前期					
	後期					
3コマ	前期					
	後期					
4コマ	前期					
	後期					
5コマ	前期					
	後期					

大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類
教育推進課 教務グループ
TEL 072-254-9552(直通)
FAX 072-254-8349
<https://www.osakafu-u.ac.jp/academics/college/chhs/sswe/>